

地方公務員災害補償基金定款の一部を変更することの概要

第1 趣旨

地方公共団体等が地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）に対して納付する負担金（普通補償経理）に係る職員の区分ごとに定められている給与の総額に乗ずる割合について、地方公務員等の公務上の災害等に対する補償に要する費用等の実情に応じ、令和2年度分の負担金から変更するもの。

第2 変更案の概要

基金に対して地方公共団体等が納付する負担金に係る給与の総額に乗ずる割合を、次のように改める（別表第二関係）。

職員の区分	給与の総額に乗ずる割合	
	改正前	改正後
義務教育学校職員	1,000分の0.90	1,000分の1.00
義務教育学校職員以外の教育職員	1,000分の1.16	1,000分の1.07
警察職員	1,000分の3.16	1,000分の3.39
消防職員	1,000分の2.33	1,000分の2.45
電気・ガス・水道事業職員	1,000分の1.95	1,000分の1.65
運輸事業職員	1,000分の1.86	1,000分の1.95
清掃事業職員	1,000分の3.43	1,000分の4.18
船員	1,000分の3.77	1,000分の4.12
その他の職員	1,000分の1.09	1,000分の1.08

第3 施行期日等

- 1 令和2年4月1日から施行する。
- 2 変更後の規定は、令和2年度分の負担金から適用し、令和元年度分までの負担金については、なお従前の例による。